

「キャッシング(融資)」のご利用可能枠の増枠について

キャッシング(融資)ご利用可能枠の増枠をご希望の場合、以下の内容をご確認ください。

- カードごとにお申し込みが必要となります。2枚以上のカードについてご利用可能枠の増枠をご希望の場合は、カード1枚につきお申込書を1枚ご記入ください。
- 当社カードのご利用可能枠(※)と他社からの無担保借入額(※)の合計が「年収の3分の1」以内となるようにお申し込みください。
※住宅ローン、自動車ローン等を含みません。
- ご本人様に収入がない方はお申し込みいただきません。
- ご本人様の現在の収入を確認できる「所得証明書類」のコピーが必要となります。同封いただけなかった場合、もしくは有効でなかった場合は50万円以下でお手続きさせていただきます。
- 今回のお申し込みでご利用可能枠を増枠させていただいた場合でも、最新のご利用状況を定期的に確認させていただきますので、当社カードのご利用可能枠と他社からの無担保借入額の合計が「年収の3分の1」を超過した場合は、お手持ちのすべてのカードについて、ご利用可能枠の引き上げ・ご利用停止等の対応をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

所得証明書類について

お手数ですが、下記のうち、いずれか1点のコピー(A3またはA4サイズ)をご用意ください。

ご提出いただく書類	必要書類の年度・月度	発行
給与明細書	直近の2ヵ月分 ※賞与明細書(直近1年分)がある方は給与明細書と一緒に お送りください。 例えば、11月にご返送の場合 9月・10月のものを両方で提出ください。 ※本用紙表面にご記入された勤務先の名称および氏名が 記載のある箇所も必ずコピーしてください。	給与支払者 (会社・事業主)
源泉徴収票 支払調書	前年度分 ※退職時の源泉徴収票は無効です。	給与支払者 (会社・事業主)
年金証書 (裁定通知書、支払額変更通知書)	発行年度等の指定はありません。 ※受給者名・年金書類・年金額が確認できるものをご提出 ください。 複数の年金がある場合はすべてご提出ください。	日本年金機構 ●公的年金に限ります。
年金振込通知書	当年度分 ※受給者名・年金書類・年金額・発行年月日が確認できる ものをご提出ください。 複数の年金がある場合はすべてご提出ください。	日本年金機構など ●毎年6月に、1年分の支払予定が送られてきます。
納税通知書 (課税明細書)	当年度分 ※全ての項目が確認できるようコピーしてください。	市区町村 ●住民税課税者や納税者などに対し発行される書面です。 ●毎年5～6月頃、送付される書面です。
課税証明書 所得証明書	前年度分 ※全ての項目が確認できるようコピーしてください。 ※給与支払者発行の所得証明書は無効です。	市区町村 ●年間所得額の記載があるものをご送付ください。 ●課税証明書・所得証明書はご本人の希望により随時取得 できます。
確定申告書 青色申告決算書 収支内訳書	前年度分 確定申告書は「第1表」をお送りください。	●自営業の方、複数所得のある方、一定金額以上の給与所得 のある方が課税確定のため税務署へ申告する書面です。 ●税務署の受領印のあるものをご送付ください。 ●電子申告分については、「電子申告完了済」の文言にあわ せ、申告の「受付日時」・「受付番号」の記載があるものをご 送付ください。 ●法令および関連規則等に基づき、確定申告書B、青色申告 決算、収支内訳書については、「所得金額」を年収額の基 準といたします。